2025 年 12 月
安全保障議員協議会

日本の原子力潜水艦導入の是非について

高市新政権下で交わされた自民党と日本維新の会による連立合意書の中で、通常型潜水艦よりも長時間潜航可能な「次世代の動力」を活用した新たな潜水艦の導入に向けた検討を推進することが盛り込まれ、その最有力オプション、或いは唯一のオプションとして原子力潜水艦の導入をタブー視せずに議論すべきとの小泉防衛大臣による発言にもある通り、原潜導入を前提とした議論が活発化していることは昨今の報道の通りである。

原潜保有国は現在、米国、ロシア、中国、イギリス、フランス、インドの 6 ヵ国であり、核不拡散条約（NPT）の非締約国であるインドを除いた 5 ヵ国は NPT 上の「核兵器国」と定められており、NPT 批准済みの日本を始めとする豪州及び韓国などは「非核兵器国」グループに所属し、核物質の核兵器への軍事転用を防ぐための厳格な管理体制の整備という国際原子力機関（IAEA）による保証措置を受諾する義務を負っているのが核の平和的利用を堅持するための国際的枠組みの基本と言える。

一方、日本の国内法である原子力基本法（1955 年成立）の中で「原子力の研究、開発及び利用は平和の目的に限り」と規定し、原子力船「むつ」の放射能漏れ事故が 1974 年に発生して以来、船舶の推進力としての原子力の利用が一般化していない現状においての原潜導入は国内法や国際条約等の様々な規制に加え、日本独自の基本理念である「非核三原則」を含めて乗り越えなければならない政治的ハードルは多数存在する訳ですが、本提言では、政治のリーダーシップと説明責任によって乗り越えられる政治的ハードルを除いた原潜導入という選択がもたらす現実世界における数多くのハードルに焦点を当てて、その難しさと複雑さの整理を試みた提言である。

1. 海上自衛隊が原潜の運用、維持整備に向けた最適な技術系要員（原子力工学の修士号、博士号など）の**採用ハードル**と教育訓練と経験を積み上げるための**時間的ハードル**
2. 原潜運用に必要な技術系要員を採用できたとしても、通常動力型潜水艦より遥かに厳しい職務環境に耐えられる海自内でのキャリア制度の設計によって離職率回避という**運用人材維持ハードル**も考える必要がある。人手不足が常態化している世の中で、自衛隊の採用計画も未達成が続き、海自の定員充足率も 92%となっており、現状の隊員構成のやりくりでこの問題をクリアすることは相当難しいはず

である

3. 原潜の**国内建造場所と国内人材確保ハードル**も考える必要あり。川崎重工業と三菱重工業が通常動力型潜水艦の建造メーカーとして実績を有する 2 社であるが、川崎重工業では 2020 年に原子力発電事業から撤退しており、原潜建造に向けた必要人材の確保も容易ではないはず。三菱重工業は原子力事業のリーディングカンパニーとして業界をリードしてはいますが、民生部門から防衛部門の原子力事業への異動は容易ではないはず。H3 の打ち上げサービスの民営化に進む中で、原潜建造という核の軍事利用に会社が進む場合のレピュテーションリスクには相当神経をすり減らすはずである。また、東日本大震災の影響で原子力に関わる高度な専門知識と技術を有する人材の流出と不足が生じ、新規採用の難しさによる人材の高齢化などの影響も無視はできないはず。
4. 原潜の**調達ハードル**も指摘しておきたい。原潜の設計、開発、製造、維持整備を管理監督できる防衛省としての技術系の専門家グループの育成と組織作りに加え、放射能漏洩事故等へ対処するための体制整備や地元住民への説明などの**安全面のハードル**も要検討項目である
5. 最後に指摘しておきたいのは**予算ハードル**である。原潜建造に向けた国内インフラ整備、運用・整備支援体制の整備、建造場所の新設などの設備投資に加え、米海軍の次期攻撃型原潜の平均調達コストは 1 隻 1 兆円以上と米議会調査局（OMB）は見積もっており、調達コストが 1,000 億円程度の海自現有潜水艦の約 10 倍となる。更なる能力向上による通常動力型潜水艦 10 隻調達と原潜 1 隻を比較した場合の防衛力整備上の費用対効果の比較分析も徹底すべきである。米海軍の原潜守備範囲は日本との関係では西半球であるのに対して、専守防衛の日本は排他的経済水域に限定されるので、そういう点も考慮すべきではないか。

また、軍事に対する忌避間の高い大学などの教育機関が、原子力の軍事利用を目指す若者に対する教育提供をどこまで協力的に実施してくれるのかも気になるところである。もしかしたら隠れた**教育ハードル**も存在するかもしれません。

また、韓国の事例を見ると、原潜導入に向けて米国から核燃料の移転承認のみを求めた韓国に対して、トランプ大統領が要求したのは韓国内での建造ではなく、韓国のハンファオーシャンが米国で買収した商船建造施設しか保有していないフィリー造船所での建造を要求したことも気になるニュースである。もし同様な要求を米国が日本に求めた場合、新たな建造場所確保を米国に確保する場合のハードルは高すぎて現実的な選択肢にはならないと考える。新たな米国内での建造場所承認を得るには米海軍原子力推進情報（NNPI）に基づく厳しい規制への遵守を前提に国防総省（戦争省）、エネルギー省と米海軍の承認を取得する必要があり、現在その承認を得ている建造所は General Dynamics 社の Electric Boat 造船所と

Huntington Ingalls Industries 社の Newport News 造船所 2 社のみである。この 2 社による製造能力の制約と米海軍向け建造計画に支障を来すことはできないという基本原則から、AUKUS Pillar1 で承認された豪州向け原潜建造の納期が 2040 年代初頭と 15 年程度かかる見通しであり、豪州として今そこにある危機への対処能力の確保にそれだけ待つこと、そして限られた防衛予算の大半を原潜建造と運用に費やすことの意義、そして原子力発電を禁止している国であることに原子力人材の確保の難しさも相まって、原潜導入は豪州にとって最適な選択肢なのかを再確認すべきとの議論が出てきているようです。何れにせよ、各国別の特殊事情はあるにせよ、予測不能な**米国（トランプ）ハードル**も突如登場する可能性には十分留意すべきである。

尚、ステルス性の高い原潜導入によるスタンドオフ防衛能力のデリバリー手段としての拡大抑止力の向上は陸・海・空からの従来型の発射方法に比べて大幅に高まることは間違いありませんが、その導入の前に立ちはだかる数々のハードルを乗り越えるための時間とエネルギーの投入によっても、もしその成果が表れるのが 10 年後となった場合、今そこにある危機に向けた防衛力の抜本的強化のオプションとしての原潜導入の妥当性をどう評価すべきかの政治判断は極めて重要である。タブー視せずに議論すべきではあるものの、専守防衛が基本である日本が目指す将来の運用構想の中で原潜をどう位置付けて、原潜導入によるメリット・デメリットの総合評価を現実に存在する数々のハードルも踏まえて整理し直すことが急務であることは間違いない。これから始まる安保三文書の改訂作業の中で、来年末までに策定される新たな防衛力整備計画の中で原潜導入に関する今後の基本方針を示すためにも。

以上